

大蔵委員會議録第十五号

昭和三十一年三月八日(木曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

委員 有馬 英治君 理事 黒金 泰美君

理事 小山 長規君 理事 藤枝 泉介君

理事 石村 英雄君 理事 春日 一幸君

理事 浅香 忠雄君 理事 遠藤 三郎君

吉川 久爾君 杉浦 武雄君

内藤 友明君 福田 越夫君

吉川 史吉君 坊 秀男君

前田房之助君 森山 欽司君

山本 勝市君 山村新治郎君

有馬 龍武君 石山 權作君

井上 良二君 木原津興志君

竹谷源太郎君 田万 廣文君

平岡忠次郎君 横銭 重吉君

横山 利秋君 石野 久男君

出席政府委員

外務事務官 中川 融君

外務事務官 アジ ア局長 山手 満男君

大蔵事務官 宮川新一郎君

大蔵事務官 (主計局長) 岡井 正男君

農林技官(水産行政次長) 堀井 正男君

委員外の出席者

外務事務官 アジ ア局長 針谷 正之君

大蔵事務官 (主計局長) 鳩山威一郎君

大蔵事務官 (主計局長) 上林 英男君

農林技官(水産行政次長) 中村 正路君

船政技官(水産行政次長) 椎木 文也君

専門員 椎木 文也君

三月六日
委員坊秀男君辞任につき、その補欠として中村梅吉君が議長の指名で選任された。

同日
委員遠藤三郎君及び内藤友明君辞任につき、その補欠として石田博英君及び木村文男君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員石田博英君及び木村文男君辞任につき、その補欠として遠藤三郎君及び内藤友明君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員加藤高藏君及び中村梅吉君辞任につき、その補欠として森山欽司君及び坊秀男君が議長の指名で委員に選任された。

三月六日
昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第一〇〇号)物品管理法案(内閣提出第九七号)の審査を本委員会に付託された。

本日(の)の会議に付した案件
賠償等特種債務処理特別会計法案(内閣提出第一三三号)
漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第三七号)補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)交付税及び譲与税交付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員共済年金等の額の改定に関する法律案(内閣提出第四九号)特定物納付金処理特別会計法案(内閣提出第六〇号)食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案(内閣提出第六一号)厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第一〇〇号)物品管理法案(内閣提出第九七号)の審査を本委員会に付託された。

〇松原委員長 これより会議を開きます。
一昨六日、当委員会に審査を付託されました昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組

合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案及び同日予備審査のため本院に送付され、当委員会に予備付託となりました物品管理法案の両法律案を一括議題として審査に入ります。

まず政府側より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官山手満男君。

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

おける給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第六十号)以下「年金額改定法」という。別表の仮定俸給(国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員共済年金等の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第 号)以下「公務員共済年金額改定法」という。第一

条の規定により年金額を改定したもののについては、同条の規定による改定前の年金額の算定の基準となつた年金額改定法の仮定俸給とし、同法第一条第三項又は第二条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第一条第一項及び第二項又は第二条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給とする。以下この条において「年金額改定法の仮定俸給」という。が二万九千五百円以下のものについては、昭和三十一年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつて年金額改定法の仮定俸給にそれぞれ対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少いとき

は、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3 第一項の規定により年金額を改定された年金のうち共済組合法第九十四条の二の規定により退職年金又は遺族年金とみなされる年金を受ける者（遺族年金を受ける子及び孫を除く。）については、その者が六十歳に達するまでは、改定年金額と従前の年金額との差額の支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十歳に達する月とみなす。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定）

第二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）第六条の規定により改定された年金又は同法第七条の二の規定により支給される年金のうち、共済年金に相当するもので、その年金額の算定の基準となつてゐる年金額改定法別表の仮定係給（公務傷病年金額改定法第二条の規定により年金額を改定したもの）については、同条の規定による改定前の年金額の算定の基準となつた年金額改定法の仮定係給とし、同法第三条第四項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同条第一項から第三項までの規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年

金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定係給とする。以下この条において「年金額改定法の仮定係給」というのは、二万九千五百円以下のものについては、昭和三十一年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつてゐる年金額改定法の仮定係給にそれぞれ対応する別表の仮定係給を係給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前条第二項及び第三項並びに特別措置法第六條第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定について準用する。

（費用負担）

第三条 国庫は、第一条の規定による年金額の改定により増加する費用を負担する。ただし、次の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該共済組合の組合員（共済組合法第九十四条第一項各号に掲げる者を除く。）のうち国家公務員である者及び次の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける係給の総額の割合に応じて、国庫及び当該団体が負担するものとする。

一 共済組合法第八十六条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 同法第六十九条第一項に掲げる費用を負担する
地方公共団体
二 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条第二項に規定する共済組合 日本専売公社

三 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第二項に規定する共済組合 日本国有鉄道
四 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金の受給者のうち、公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有するもので、同一の給付事由により、職傷病者職役者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の規定による年金を受ける権利を有するものについては、この法律は、適用しない。

3 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「又は国家公務員共済組合法第九十條の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第号）第二條」を「、国家公務員共済組合法第九十條の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第号）第二條又は昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第号）第二條」に改める。

別表

第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金額改定法の仮定係給

仮定係給

六、〇〇〇円	六、六五〇円
六、二〇〇	六、九〇〇
六、六五〇	七、四〇〇
七、一五〇	七、九〇〇
七、四〇〇	八、一五〇
七、六五〇	八、四〇〇
七、九〇〇	八、九五〇
八、四〇〇	九、五五〇
八、六五〇	一〇、二五〇
八、九五〇	一〇、六五〇
九、五五〇	一一、一五〇
九、八五〇	一二、〇〇〇
一〇、二五〇	一二、四五〇
一一、一〇〇	一三、四〇〇
一一、五五〇	一四、〇〇〇
一二、四五〇	一五、二〇〇
一三、四〇〇	一六、四〇〇
一四、〇〇〇	一七、一〇〇
一四、六〇〇	一七、八〇〇
一五、八〇〇	一八、五〇〇
一六、四〇〇	一九、二〇〇
一七、八〇〇	二〇、〇〇〇
一八、五〇〇	二〇、八〇〇
一九、二〇〇	二一、六〇〇
二〇、八〇〇	二二、三〇〇
二二、四〇〇	二五、一〇〇
二四、二〇〇	二七、三〇〇
二五、一〇〇	二八、四〇〇
二七、三〇〇	二九、五〇〇
二九、五〇〇	三〇、六〇〇

第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金額の算定の基準となつてゐるこれらの規定に規定する年金額改定法の仮定係給が六、〇〇〇円未満の場合においては、その仮定係給の一・二倍に相当する金額（一円未満の端数は、切り捨て）を仮定係給とし、当該年金額改定

大正五〇年三月八日改定係給五七、〇〇〇円未満の場合に於ては、

法の仮定條給のうち六、〇〇〇円以上二九、五〇〇円未満に該当するもので、この表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の仮定條給に対応するこの表の仮定條給による。

物品管理法案

物品管理法

目次

第一章 總則(第一条—第六条)

第二章 物品の管理の機関(第七—第十二条)

第三章 物品の管理(第十三条—第三十条)

第一節 通則(第十三条—第十七条)

第二節 取得及び供用(第十八—第二十一条)

第三節 保管(第二十二条—第二十六条)

第四節 処分(第二十七条—第三十条)

第四章 物品管理職員等の責任(第三十一条—第三十四条)

第五章 雜則(第三十五条—第四十一条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、物品の取得、保管、供用及び処分(以下「管理」という。)に関する基本的事項を規定することにより、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「物品」とは、国が所有する財産のうち次に掲げるものの以外のもの及び国が供用のために保管する財産をいう。

目次

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

第十章

第十一章

第十二章

第十三章

第十四章

第十五章

第十六章

第十七章

第十八章

第十九章

第二十章

分類をすることは、さしつかえない。

3 各省各庁の長は、物品の管理のため必要があるときは、第一項の分類に基づき、細分類を設けることができる。

4 各省各庁の長は、第一項の分類を設けようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(所屬分類の決定)

第四条 第八條第三項又は第七項に規定する物品管理官又は分任物品管理官は、政令で定めるところにより、その管理する物品の属すべき分類(前条第三項の規定による細分類を含む。次条第二項を除き、以下同じ。)を、前条の規定による分類の趣旨に従つて、決定しなければならない。

(分類換)

第五条 前条の物品管理官又は分任物品管理官は、物品を効率的に供用するため必要があるときは、各省各庁の長の承認を経て、その管理する物品について分類換(物品をその属する分類から他の分類に移し換えること)をいう。以下同じ。)をすることが出来る。ただし、政令で定める場合には、その承認は、必要としない。

2 各省各庁の長は、第三條第一項の規定による同一の分類内における同条第三項の細分類間の分類換について前項の承認をしようとする場合は、同項の承認をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(他の法令との関係)

第六条 物品の管理については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 物品の管理の機関

(管理の機関)

第七条 各省各庁の長は、その所管に属する物品を管理するものとする。

第八条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員に、その所管に属する物品の管理に関する事務を委任することができる。

2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に、前項の事務を委任することができる。

3 各省各庁の長又は前二項の規定により物品の管理に関する事務の委任を受けた職員は、物品管理官という。

4 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、物品管理官に事故がある場合(物品管理官が第六項の規定により指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理させることができる。

5 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に、物品管理官の事務の一部を分掌させることができる。

6 第一項、第二項、第四項又は前項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

7 第四項の規定により物品管理官の事務を代理する職員は、代理物品管理官といひ、第五項の規定により物品管理官の事務の一部を分掌する職員は、分任物品管理官という。

(物品出納官)

第九条 物品管理官(分任物品管理官を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁所屬の職員に、その管理する物品の出納及び保管に関する事務(出納命令に係る事務を除く。)を委任するものとする。

2 前項の規定により物品の出納及び保管に関する事務の委任を受けた職員は、物品出納官という。

3 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁所屬の職員に、物品出納官に事故がある場合(物品出納官が第五項において指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理させることができる。

4 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁所屬の職員

管理官の事務の一部を分掌させることができる。

6 第一項、第二項、第四項又は前項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

7 第四項の規定により物品管理官の事務を代理する職員は、代理物品管理官といひ、第五項の規定により物品管理官の事務の一部を分掌する職員は、分任物品管理官という。

(物品出納官)

第九条 物品管理官(分任物品管理官を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁所屬の職員に、その管理する物品の出納及び保管に関する事務(出納命令に係る事務を除く。)を委任するものとする。

2 前項の規定により物品の出納及び保管に関する事務の委任を受けた職員は、物品出納官という。

3 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁所屬の職員に、物品出納官に事故がある場合(物品出納官が第五項において指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理させることができる。

4 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁所屬の職員

管理官の事務の一部を分掌させることができる。

6 第一項、第二項、第四項又は前項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

7 第四項の規定により物品管理官の事務を代理する職員は、代理物品管理官といひ、第五項の規定により物品管理官の事務の一部を分掌する職員は、分任物品管理官という。

(物品出納官)

第九条 物品管理官(分任物品管理官を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁所屬の職員に、その管理する物品の出納及び保管に関する事務(出納命令に係る事務を除く。)を委任するものとする。

2 前項の規定により物品の出納及び保管に関する事務の委任を受けた職員は、物品出納官という。

3 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁所屬の職員に、物品出納官に事故がある場合(物品出納官が第五項において指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理させることができる。

4 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁所屬の職員

管理官の事務の一部を分掌させることができる。

に、物品出納官の事務の一部を分掌させることができる。

5 前条第六項の規定は、第一項、第三項又は前項の場合について準用する。

6 第三項の規定により物品出納官の事務を代理する職員は、代理物品出納官といひ、第四項の規定により物品出納官の事務の一部を分掌する職員は、分任物品出納官といひ、

(物品供用官)

第十條 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁所屬の職員に、物品の供用(処分に係る供用を除く。以下第二十条及び第二十一条において同じ。)に関する事務を委任することができる。

2 前項の規定により物品の供用に關する事務の委任を受けた職員は、物品供用官といひ、

3 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁所屬の職員に、物品供用官に事故がある場合(物品供用官が次項において準用する第八條第六項の規定により指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理させることができる。

4 第八條第六項の規定は、第一項又は前項の場合について準用する。

5 第三項の規定により物品供用官の事務を代理する職員は、代理物品供用官といひ、

(都道府県等の長又は吏員に對する事務の委任)

第十一條 各省各庁の長は、政令で

定めるところにより、物品の管理に關する事務を都道府県又は特別市の長又は吏員に行わせることができる。

2 前項の規定により物品の管理に關する事務を行う都道府県又は特別市の長又は吏員については、この法律その他の物品の管理に關する法令の当該事務の取扱に關する規定を準用する。

(管理事務の總括)

第十二條 大蔵大臣は、物品の管理の適正を期するため、物品の管理に關する制度を整え、その管理に關する事務を統一し、その増減及び現在額を明らかにし、並びにその管理について必要な調整をするものとする。

2 大蔵大臣は、物品の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に對し、その所管に屬する物品について、その状況に關する報告を求め、当該職員に实地監査を行わせ、又は閣議の決定を経て、分類換、第十五條第一項に規定する管理換その他必要な措置を求めることができる。

第三章 物品の管理

第一節 通則

(需給計画)

第十三條 各省各庁の長は、その所管に係る予算及び事務又は事業の予定を勘案し、政令で定めるところにより、毎会計年度、多量に取得することを必要とする物品その他の物品で政令で定めるものの需給の見積(以下「需給計画」といひ)を立てなければならない。

(供用計画)

第十四條 物品管理官は、政令で定めるところにより、毎会計年度、(物品政令で定める物品を除く。)の取得及び供用に關する事項についての計画(以下「供用計画」といひ)を定めなければならない。

2 物品管理官は、供用計画を定めようとするときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

3 物品管理官は、前二項の規定による供用計画について変更を要するときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

4 各省各庁の長は、需給計画が立てられている物品については需給計画に照らして、その他の物品については予算及び事務又は事業の予定を勘案して、前二項の承認をするものとする。

5 物品管理官は、第二項又は第三項の承認を受けたときは、その承認を受けた供用計画を物品供用官に示達するとともに、關係の契約等担当職員(国のために契約その他物品の取得又は処分の原因となる行為をする職員をいひ、以下同じ。)に通知しなければならない。

(管理換)

第十五條 物品管理官は、物品の効率的な供用のため必要があるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長の承認を経て、その管理する物品について管理換(物品管理官の間において物品の所屬を移すことをいひ、以下同じ。)をすることが出来る。

2 前項の承認は、管理換を目的として需給計画又は供用計画が立て

られている物品その他政令で定める物品については、必要としない。

3 各省各庁の長は、異なる各省各庁の間における管理換について第一項の承認をしようとするときは、政令で定める物品を除くほか、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 異なる会計の間において管理換をする場合には、政令で定める場合を除くほか、有償として整理するものとする。

(管理の義務)

第十六條 物品の管理に關する事務を行う職員は、この法律その他の物品の管理に關する法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。

(關係職員の行為の制限)

第十七條 物品に關する事務を行う職員は、その取扱に係る物品(政令で定める物品を除く。)を国から譲り受けることができない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

第二節 取得及び供用

(取得のための措置)

第十八條 物品管理官は、供用計画が立てられている物品については供用計画の範囲内で、その他の物品については供用上必要な範囲内で、契約等担当職員に對し、取得のため必要な措置を請求しなければならない。

2 契約等担当職員は、前項の請求に基づき、かつ、予算を要するものにあつてはその範囲内で、物品の

取得のため必要な措置をするものとする。

(供用の原則)

第十九條 物品は、その屬する分類の目的に従ひ、かつ、供用計画が立てられている物品にあつては供用計画に基づいて、供用しなければならない。

(供用)

第二十條 物品供用官は、その供用すべき物品について、物品管理官に對し、払出のための第二十三条の規定による命令を請求しなければならない。

2 物品管理官は、物品の供用のための第二十三条の規定による命令をしたとき(前項の請求に基いてしたときを除く。)は、供用の目的を明らかにして、その旨を物品供用官(物品供用官を置かない場合にあつては、物品を使用する職員。以下次条において同じ。)に知らせなければならない。

(返納)

第二十一条 物品供用官は、供用中の物品で供用の必要がないもの、修繕若しくは改造を要するもの又は供用することができないものがあるとき、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2 物品管理官は、前項の報告等により同項に規定する物品があると認めるときは、物品供用官に對し、当該物品の返納を命じなければならない。

(保管)

第二十二條 物品は、国の施設にお

いて、良好な状態で常に供用することができるとに保管しなければならぬ。ただし、物品管理官が国の施設において保管することを物品の供用上不適当であると認める場合は、国以外の者の施設に保管することを妨げない。

(出納命令)

第二十三条 物品管理官は、物品を出納せよとするとときは、物品出納官（分任物品出納官を含む。以下同じ。）に対し、出納すべき物品の分類を明らかにして、その出納を命じなければならない。

(出納)

第二十四条 物品出納官は、前条の規定による命令がなければ、物品を出納することができない。

(保管状況の報告)

第二十五条 物品出納官は、政令で定めるところにより、毎会計年度末現在において、保管する物品の状況を物品管理官に報告しなければならない。

(供用不適品の処理)

第二十六条 物品出納官は、その保管中の物品（修繕若しくは改造を要するもの又は使用できないものとして、第二十一条第二項の規定により返納された物品を除く。）のうち供用することができないもの又は修繕若しくは改造を要するものがあるとき、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2 物品管理官は、第二十一条第一項又は前項の報告等により修繕又は改造を要する物品があると認め

るときは、契約等担当職員その他の関係の職員に対し、修繕又は改造のため必要な措置を請求しなければならない。

第四節 処分

(不用の決定等)

第二十七条 物品管理官は、供用の必要がない物品について管理換又は分類換により適切な処理をすることができないとき、又は供用することができない物品があるときは、これらの物品について不用の決定をすることができ、この場合において、政令で定める物品については、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

2 物品管理官は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、廃棄することができる。

(売却)

第二十八条 物品は、売却を目的とするもの又は不用の決定をしたものでなければ、売り払うことができない。

2 物品管理官は、前項の物品のうち、売却を目的とするもので供用計画が立てられているものについては供用計画の範囲内、その他のものについては必要かつ、契約等担当職員に対し、売却のため必要な措置を請求しなければならない。

3 契約等担当職員は、前項の請求に基づき、物品の売却のため必要な措置をするものとする。

(貸付)

第二十九条 物品は、貸付を目的とするもの又は貸し付けても国の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと思われるものでなければ、貸し付けることができない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の物品を貸し付ける場合について準用する。

(出資等の制限)

第三十条 物品は、法律に基く場合を除くほか、出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

第四章 物品管理職員等の責任

(物品管理職員の責任)

第三十一条 物品管理官、代理物品管理官、物品出納官、代理物品出納官、物品供用官、代理物品供用官及び第二十一条の規定により物品の管理に関する事務を行う都道府県又は特別市の長又は吏員（以下「物品管理職員」という。）は、故意又は重大な過失により、この法律の規定に違反して物品の取得、所屬分類の決定、分類換、管理換、出納命令、山納、保管、供用、不用の決定若しくは処分（以下「物品の管理行為」という。）をしたこと又はこの法律の規定に従った物品の管理行為をしなかつたことにより、物品を亡失し、又は損傷し、その他に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

2 前項の規定により弁償すべき国の損害の額は、物品の亡失又は損傷の場合にあつては、亡失した物品の価額又は損傷による物品の減額とし、その他の場合にあつては、当該物品の管理行為に関し通常生ずべき損害の額とする。

(亡失又は損傷等の通知)
第三十二条 各省各庁の長は、物品管理職員が、物品を亡失し、若しくは損傷したとき、又はこの法律の規定に違反して物品の管理行為をしたこと若しくはこの法律の規定に従った物品の管理行為をしなかつたことにより国に損害を与えたとき、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

品の価額又は損傷による物品の減額とし、その他の場合にあつては、当該物品の管理行為に関し通常生ずべき損害の額とする。

(亡失又は損傷等の通知)
第三十二条 各省各庁の長は、物品管理職員が、物品を亡失し、若しくは損傷したとき、又はこの法律の規定に違反して物品の管理行為をしたこと若しくはこの法律の規定に従った物品の管理行為をしなかつたことにより国に損害を与えたとき、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(検定前の弁償命令)
第三十三条 各省各庁の長は、物品管理職員が第三十一条第一項の規定に該当すると認めるときは、会計検査院の検定前においても、その物品管理職員に対して弁償を命ずることができる。

2 前項の規定により弁償を命じた場合において、会計検査院が物品管理職員に対し、弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

(使用職員の責任)
第三十四条 物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を弁償する責に任じなければならない。

2 第三十一条第二項及び第三十二条の規定は、物品を使用する職員がその使用に係る物品を亡失し、又は損傷した場合について準用する。

第五章 雑則

(この法律の規定を準用する動産)
第三十五条 この法律（第三条から第五十五条まで、第十条、第十三条から第十五条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十四条、第三十七條及び第三十八條を除く。）の規定は、物品以外の動産で国が保管するものうち政令で定めるものについて準用する。

(帳簿)
第三十六条 物品管理官、物品出納官及び物品供用官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

(物品増減及び現在額報告書)
第三十七条 各省各庁の長は、政令で定める重要な物品につき、毎会計年度末における増減及び毎会計年度末における現在の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。

(物品増減及び現在額計算書)
第三十八条 大蔵大臣は、前条の報告書に基づき、物品増減及び現在額計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、前項の物品増減及び現在額計算書を前条の報告書とともに、翌年度十月三十一日まで、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

3 内閣は、前項の規定により会計検査院の検査を経た物品増減及び現在額計算書を、翌年度に開か

れる国会の常会に報告することを
常例とする。

4 前項の物品増減及び現在額
計算には、会計検査院の検査報告
のほか、前条の報告書を添附す
る。

(検査)

第三十九条 各省各庁の長は、政令
で定めるところにより、定期的に
、及び物品管理官、物品出納官
又は物品供用官が交替する場合そ
の他必要がある場合は随時、その
所管に属する物品の管理について
検査しなければならない。

(適用除外)

第四十条 会計法(昭和二十二年法
律第三十五号)第二十三条の規定
により支給を受けた事務費で取得
した物品その他政令で定める物品
の管理については、政令で定める
ところにより、この法律の一部を
適用しないことができる。

(政令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもの
のほか、この法律の施行に關し必
要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算
して八月をこえない箇月内で政令
で定める日から施行する。

2 第十三条及び第十四条の規定
は、昭和三十一年度分の需給計画
又は供用計画から、第三十七条及
び第三十八条の規定は、同年度分
の報告書又は物品増減及び現在額
總計算書からそれぞれ適用する。
3 会計法の一部を次のように改正
する。

第三十八条及び第四十条中「又

は物品」を削る。

第四十一条第一項中「又は物品」
及び「毀損」を削り、同項ただし
書を削る。

第四十二条中「又は物品につい
て、これを亡失毀損した」を「を
亡失した」に改める。

第四十三条第一項中「又は物品」
及び「毀損」を削る。

第四十八条中「、繰越の手續及
び物品」を「及び繰越の手續」に
改める。

4 国有財産法の一部を次のように
改正する。

第二条第一項中第四号を削り、
第五号を第四号とし、第六号を第
五号とし、第七号を第六号とし、
同条第二項を削り、同条第三項中
「第一項第七号」を「前項第六号」
に改め、同項を同条第二項と
する。

第四十三条中「第二条第一項第
四号又は同条第二項の規定に該当
する場合の外、」を削り、「同条
に規定する」を「第二条に規定す
る」に、「及び各省各庁の長」を
「、各省各庁の長」に、「後にお
いて同条第一項第四号又は同条第
二項に該当しないもの」を「もの
及び物品管理法(昭和三十一年法
律第 号)の施行前に事業所、
作業所、学校、病院、研究所その
他これらに準ずる施設においてそ
の用に供したるもの」に改める。

5 改正前の国有財産法の規定によ
る国有財産でこの法律の施行によ
り物品となつたものの昭和三十
一年度分以前の同法第三十三条及び
第三十六条に規定する報告書及び

總計算書については、なお従前の
例による。

6 予算執行職員等の責任に關する
法律(昭和二十五年法律第七十
二号)の一部を次のように改正
する。

第九条(見出しを含む)中「公
団等」を「公社等」に改め、同条
第一項中「法令による公団、」を
削り、「日本輸出入銀行、商船管
理委員会及び閉鎖機關整理委員
会」を「又は日本輸出入銀行」
に、「理事長又は委員長」を「又
は理事長」に改める。

第十条(見出しを含む)中「公
団等」を「公社等」に、「出納職
員」を「現金出納職員」に改め、
同条第一項中「本条中」及び「又
は物品」を削り、同条第二項中
「又は物品」及び「毀損」を削
り、同項ただし書を削り、同条第
三項中「及び会計検査院法第三
十二条」を「並びに会計検査院法第
三十二条第一項及び第三項から第
五項まで」に改め、同条の次に次
の一条を加える。

(公社等の物品管理職員の弁償責
任)
第十一条 公社等において、公社等
の長又はその委任を受けた者から
公社等の物品の管理の職務を行う
者として指定された者(以下「公
社等の物品管理職員」という。)は、
公社等に関する法令に準拠するは
か、善良な管理者の注意をもつて
公社等の物品を管理しなければな
らない。

2 物品管理法第三十一条から第三
十三条まで及び会計検査院法第三

十二條第二項から第五項までの規
定は、公社等の物品管理職員につ
いて準用する。この場合におい
て、これらの規定中「この法律」
とあり、又は「物品管理法(昭和
三十一年法律第 号)」とあるのは
「予算執行職員等の責任に關する
法律第十一條第一項」と「国」
とあるのは「公社等」と、「各省
各庁の長」とあり、又は「本属
長官」とあるのは「公社等の長」
と、「大蔵大臣」とあるのは「主
務大臣、大蔵大臣」と読み替える
ものとする。

7 日本国有鉄道法(昭和二十三年
法律第二百五十六号)の一部を次
のように改正する。

第四十八条中「(以下「物品出納
職員」という。)を削る。
第四十八条の二第一項中「又は
物品出納職員、」及び「物品」及び
「毀損」を削り、「損害を与えた
とき」の下に「、又は總裁等によ
り物品の管理をする職員として任
命された者が、故意若しくは重大
な過失により、日本国有鉄道の物
品の管理に關する法令若しくは規
程に違反して物品を亡失し、若し
くは損傷し、その他日本国有鉄道
に損害を与えたとき」を加え、同
条第二項中「現金出納職員又は物
品出納職員」を「職員」に改め、
同条第三項中「現金出納職員又は
物品出納職員」を「同項の職員」
に改める。

第六十三條中「国有財産法(昭
和二十三年法律第七十三号)の下
に「物品管理法(昭和三十一年
法律第 号)」を加える。

8 日本電信電話公社法(昭和二十
七年法律第二百五十号)の一部を
次のように改正する。

第六十九條中「以下「物品出納
職員」という。」を削る。
第七十條第一項中「又は物品出
納職員、」及び「物品」及び「毀
損」を削り、「損害を与えたとき」
の下に「、又は總裁により物品の
管理をする職員として任命された
者が、故意若しくは重大な過失に
より、公社の物品の管理に關する
法令若しくは規程に違反して物品
を亡失し、若しくは損傷し、その
他公社に損害を与えたとき」を加
え、同条第二項中「現金出納職員
又は物品出納職員」を「職員」に
改め、同条第三項中「現金出納職
員又は物品出納職員」を「同項の
職員」に改める。

9 改正前の会計法第三十八條に規
定する出納官吏又は同法第四十條
第二項に規定する出納員のうち物
品の出納保管をつかさどるもの、
改正前の予算執行職員等の責任に
關する法律第十條第一項に規定す
る公団等の出納職員のうち物品の
出納保管をつかさどるものを命ぜ
られたもの及び改正前の日本国有
鉄道法第四十八條又は日本電信電
話公社法第六十九條に規定する物
品出納職員のこの法律の施行前の
事実に基づく弁償責任については、
なお従前の例による。

10 大蔵省設置法(昭和二十四年法
律第四十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四條第十七号の次に次の一号
を加える。

十七ノ二 物品の管理に関する事務を総括すること。

第八条中第二十号を第二十一号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 物品の管理に関する事務を総括すること。

○山手政府委員 たいだいま議題となりました、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案について申し上げます。

また、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律案について申し上げます。

国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金のうち、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じたものにつきましては、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に關する法律の規定により、恩給の例に準じて昭和二十八年一月分からの年金額を改定支給して参ったのでありますが、この度別途国会に提案されました昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案により、再び恩給の不均衡は正措置が行われることとなりましたので、共済組合年金についても、前回同様恩給の例にならうて是正措置を行おうとするものであります。

今回の年金額改定の措置は、年金額

算定の基準となつた仮定俸給が、二万九千五百円以下のものを対象に、恩給の場合と全く同様、一号俸ないし五号俸の調整をいたしました。なお、この措置により増加する費用は、一般的原則に従ひまして、国庫と地方公共団体または公社が按分して負担することとしたしております。

次に、物品管理法案につきまして御説明を申し上げます。

国における物品の管理は、物品会計規則により規制されているのでありますが、この規則は明治二十二年に制定されたものでありまして、すでに多年を経過し、その内容も、近年とみに膨大かつ複雑になつた国の行政事務に對應する物品管理の基本法規として申すは、必ずしも適當であるとは申しがたい状況にあります。一方、毎年度の会計検査院の決算検査報告におきましては、物品の過大な、または不適當な調達や、不適當な管理、保管の事例が相當みられるのでありまして、金銭の管理、国有財産の管理と並んで物品管理の制度をさらに整備する必要に迫られたのであります。

このようないかなる情勢にかんがみまして、物品の供用は、各省各庁において作成する需給計画及び供用計画に基づき、また物品の分類の目的に従ひ行われるべきこと等物品の管理の方法及び基準を定めるとともに、国の物品管理機関を整備し、その責任を明確にすることに、物品の適正かつ効率的な供用をはかるために、今回、ここに物品管理法案を提出いたしました次第であります。

以下この法律案の内容につきましても、その概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律の適用を受ける物品は、国が所有する動産のうち、現金、日本銀行に寄託される有価証券及び国有財産法の適用を受ける動産を除いたもの並びに国が使用するために保管する動産であります。

第二に、各省各庁の長は、予算及び事務または事業を勘案して、毎会計年度、重要な物品の需給計画を作成するほか、物品管理官においても、供用計画を立てて、物品の調達及び供用は、この計画に基いてなされるべきものと、もつて物品の過大なまたは不適當な調達を防止し、計画的かつ効率的な調達及び供用をはかることとしております。

第三に、物品を供用の目的に応じて分類することとした点であります。物品会計規則のもとにおきましても、各品大臣が定める取扱規定において分類が設けられておりましたが、その大部分は、供用の目的及び予算の目的とは無関係に、単に名称または性質による分類にすぎなかつたため、物品の調達については嚴重な予算の規制を受けるにかかわらず、物品としてはその規制が必ずしも十分でないような事態を生じ、物品の合目的な供用のための方法となつていないというものがあつたのであります。よつて、この法律案におきましては、物品の分類は、原則として、予算の目的に反しないように設けるものとし、物品の使用は、この分類の目的に従つて行われるべきものとしたのであります。これによつて、予算が執行されて物品になつた後においても、その物品について予算目的が追求され得ることとなり、物品の合目的な使用が確保されることとなる次第であります。

また、所要の場合には、物品の分類を變更することを認める等物品の供用の効率化、円滑化をはかることもあわせて配慮いたしております。

第四に、物品の管理機関といたしましては、各省各庁の長が所管物品の管理の責めに任ずることはもちろんであります。その下に、物品の管理事務を行う物品管理官、物品の出納保管事務を行う物品出納官及び物品の供用事務を行う物品供用官を設けることとしたのであります。また、物品を管理する職員が、故意または重大な過失により、法令に違反して物品を亡失損傷する等國に損害を与えたときは、会計検査院の検定に基いて、及び物品を使用する職員は、故意または重大な過失により、物品を亡失または損傷した場合には、それぞれその損害を弁償しなければならぬこととし、その責任を明確にいたしました。

第五に、その他物品の出納保管、処分、検査及び報告等物品の管理の基準及び方法を規定いたしております。

以上、この法律案の提案の理由及びその概略を申し述べた次第であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終りました。両法律案に対する質疑は後刻に譲ることいたします。

○松原委員長 次に、漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案の両法律案を一括議題として、質疑を続行いたします。春日一幸君。

○春日委員 漁船再保険特別会計に関する法律案について、二、三の問題について質問をいたします。

第一は、この給付保険の再保険事業の将来性、特に明年度における見通しについて伺ひたいと思ひます。が、大体現行のままでこの保険事業を進めて参るといたしますと、明年度においてさらにどの程度の赤字が生ずるのであるか、その見通しをこの際伺つておきたい。

○岡井政府委員 お答えいたします。御質問は、特に李承晩ラインをはさんでの問題であらうと思ひいたします。が、拿捕保険につきましては、前年度までは非常に國費の方の支出が余儀なく多くなつておりますが、現段階におきましては、幸いにしまして、そう大きな穴にはなつていない。明年度予算は、やはり本年までの通りで、同様な率をもつて計上いたしております。今後においては、昨年の六月民間協定が成立いたしました以来、幸いにして一船の拿捕もございませぬし、いわゆる台湾の國府政府関係におきまして、幸いに拿捕がございませぬ。ソ連地区におきましては、非常に近接した地区に漁船が立ち入りまして、おそれらくこれは防備関係であらうかと想像されますが、若干拿捕がございしますが、これはその容疑が晴れますと、直ちに送り返されてくるような現状でございしますので、問題になるのは、結局李承晩ラインをはさんで、の漁船関係であらうと思ひますが、今のところは前述の

ような経過でございますので、明年度は、やはり本年度と同率の予算計上をいたして、次第でございます。

○春日委員 これは任意加入の制度に相なっておりますが、お伺いしたいのは、被保険者と、それからこういう関係船員の総数との間の割合、これは一体どんな割合に相なっておりますか。

○岡井政府委員 約七割程度でございます。危険区域へ入って操業している者で、いわゆる特殊保険に入っている者……。

○春日委員 具体的に数字を御説明願いたい。

○中村説明員 現在韓国に抑留されております船員の数は六百九十名でございます。そのうち特殊保険に入っている数は四百七十四名、約七割であります。

○春日委員 私のお伺いをしておりますのは、當時保険に加入をいたしておりますところの、いわゆる保険加入の船員の総数と、それから当該海域で大体この保険の対象となる漁撈に活動しております船員の総数との間において占めております割合、これをお伺いいたしております。割合いと申し上げましたから、あるいは私の聞き方が間違っておりますかもしれませんが、その総数がどのくらいであって、保険に加入している人員がどのくらいであるか、この具体的な数字をお示し願いたい。

○中村説明員 現在危険水域に出ておりますのは、情勢のいかんによつてはそういうところに非常に出なくなつてしまふものでありますから、常時どのくらい出ているかというところは、普通のところわかりにくいのではないかと

思います。それでわれわれといたしましては、一応つかまつた人の数字について、そのうち幾らが保険に入つておつたかということから適に推定をするよりほかに、適当な数字の捕捉の仕方がないわけでありまして。

○春日委員 私はこの際お伺いをしておきたいと思つておりますが、この保険事業は、もっぱら乗組員が抑留された場合に、その抑留期間中に船主が支払うべき給料の全部もしくはその一部をこの保険金から払つていく、こういうことであらうと思つていく、あります。そこで問題になるのは、抑留されるとおぼしき海域についてでありまして、たゞいま岡井さんの御答弁によりますと、中共については、民間漁業協定がすでに中共との間に成立をしたから、従つて中共海域については、もはや拿捕はないと聞いております。従いまして、中共海域で拿捕されるという漁船並びにその船員の関係については、おそろく協定違反の形に相なるであらうと思つて、それからまたソビエト関係につきましても、現在日ソ関係の友好親善も次第に高まつておりまして、現地におけるいろいろな紛争も次第に跡を断つて参つておると思つて、等から考えましても、向うの領海に近接した場所、故意か、あやまつてか立ち入つた場合の処分、こういう形に相なつておる。それから府関係に

ついては、もうかつてもないし、今後もおそろくはあまいといふことであります。そこで朝鮮海域の問題でありますが、この問題は、実に大きな問題でありまして、いずれにしても、李承晩が、ここから入つてきたら拿

捕するのだ、こういうことを明らかに宣言をしております。そしてわが国政府は、これに対して適切な措置を講じておりません。これを黙認したわけではないでしようけれども、向うとこういうことに對する外交的な、あるいは実質的な措置を全然完了いたしてありません。またそういう保障の態勢もでき上つてはいないものであります。従つて、ここに來たら拿捕するといふ所に入つていけば、やはり拿捕されるにきまつておるであつて、これはあたかも鐵道自殺者、あるいは火災の中に飛び込んでいくと同じことです。こういう工合にわれわれが分析して参りますと、他の三地域については拿捕される心配はないし、空捕されるとするならば、それは協定に違反をするか、あるいは防諜上國際的な約束を犯した場合高い朝鮮海域については、みずから火中に身を投げると同じようなことになるのであります。私考えますのは、そもそも保険というものの性格は、はからざる事故によつて生じたところの損害、これをやはり償ふという制度であると思つて、ところがはからざるところの事故という考え方が、その後における國際情勢の推移にかんがみて、ずつと變つてきておるのではないかと私は思つておるものであります。従つて、私はこの保険制度そのものの根本に触れて今や検討を必要とするのではないかと思つて、今同この法律案の中においても、六千数百万円という巨額の支出を必要としたしておりますし、さらにわれらの他の調査によりますと、これに伴つて見舞金とか、補償金とか、差し入れ金とか、その

他外交措置を通じて消費されております費用というものは莫大なものであります。そこで私は考えますのに、現在外交交渉の確なる解決を得るまで、そういうような保険制度という問題については、危険なところに立ち入らなという方針を確立し、そういうような指導方針をとるべきであつて、拿捕されたらいつても国家が補償していくのだという態勢は、この現状に即してさらに検討を必要とするのではないかという疑義を私は持つておるのであります。すが、所管責任者でありますあなた

は、これに對してどういふような見解をお持ちになっておりますか、この機会にお伺いをしておきたいと思つております。

○岡井政府委員 お答えします。たゞいまの春日先生の御示唆は、非常にこともつともだと思つて多々あるわけでございます。他面關係漁業者の方から痛をカパーするのでは、とても徹底しないのだから、自分らが生きるためにやむを得ず拿捕されたという結果が出ているといふことについて、困としてもう少し根本的な考え方をしてほしいという要望はしばしばございます。われわれも、その点については慎重に検討をいたしております。ただ外務当局等ともしばしばこの問題について非公式に会合を持つて検討するさなかに

は外交上制り切れぬといふことにいたしました。危険区域へ立ち入りをしてはならぬといふ前提を作つてといふことになりまして、將來困として李承晩ラインを何か認めたといふような形になつても困るといふようなこともあり

ますので、非常に問題がむずかしい。非常に御好意のある質問として私もはありますが、ちやうどいはいたします、しばらく検討させていただきますと存じます。

○春日委員 私は、別に好意も何も持つておりません。ただ問題は、これから立ち入れば拿捕するといふことを向うが一方的に宣言をしておるのです。そして日本政府は、拿捕するならしてみろ、承知しないぞといふ実質的の措置もできていないし、そういうことは明らかに國際法上間違ひだからといつて、相手に翻意せしむところの外交的な努力もしていないし、かつその成果はあがつていないわけだ。従つてそこへ行けば必ず拿捕されるのです。そこで拿捕された結果は、國民の血税によつてかかると年々歳々一般會計からその保険経費を補填していかねばならぬ。こういうことは、政治的な立場から考えれば、少数者が犠牲になつて抑留されて、その損失は一般國民の血税によつてこれを補うて、そしてわが國自体としては、この李ラインなるものを認めていないといふ實際的な意思の表示を行つていふことであるならば、またそれだけのことで大いに役立つておるといふのならばこれは別でありまして、承知するわれらの意思表示として、そのほかに道はないものかどうか、私はこのことを今申し上げておるのです。とにかく一年間に、すでにここにおいても七千万円近い国費がその方面に支出されるわけですから、この七千万円といふと、うとい血税を支出するを余儀なくせしめられておるといふ状態について、私どもはもう

捕するのだ、こういうことを明らかに宣言をしております。そしてわが国政府は、これに対して適切な措置を講じておりません。これを黙認したわけではないでしようけれども、向うとこういうことに對する外交的な、あるいは実質的な措置を全然完了いたしてありません。またそういう保障の態勢もでき上つてはいないものであります。従つて、ここに來たら拿捕するといふ所に入つていけば、やはり拿捕されるにきまつておるであつて、これはあたかも鐵道自殺者、あるいは火災の中に飛び込んでいくと同じことです。こういう工合にわれわれが分析して参りますと、他の三地域については拿捕される心配はないし、空捕されるとするならば、それは協定に違反をするか、あるいは防諜上國際的な約束を犯した場合高い朝鮮海域については、みずから火中に身を投げると同じようなことになるのであります。私考えますのは、そもそも保険というものの性格は、はからざる事故によつて生じたところの損害、これをやはり償ふという制度であると思つて、ところがはからざるところの事故という考え方が、その後における國際情勢の推移にかんがみて、ずつと變つてきておるのではないかと私は思つておるものであります。従つて、私はこの保険制度そのものの根本に触れて今や検討を必要とするのではないかと思つて、今同この法律案の中においても、六千数百万円という巨額の支出を必要としたしておりますし、さらにわれらの他の調査によりますと、これに伴つて見舞金とか、補償金とか、差し入れ金とか、その

他外交措置を通じて消費されております費用というものは莫大なものであります。そこで私は考えますのに、現在外交交渉の確なる解決を得るまで、そういうような保険制度という問題については、危険なところに立ち入らなという方針を確立し、そういうような指導方針をとるべきであつて、拿捕されたらいつても国家が補償していくのだという態勢は、この現状に即してさらに検討を必要とするのではないかという疑義を私は持つておるのであります。すが、所管責任者でありますあなた

少し根本的にこの際検討して見るべきものではないか、このことを主張しておる。と申しますのは、この制度が創設されました当時と今は、客観情勢がぐんと變つてきております。中共との問題においても、漁業協定がなかったで、やはり漁民たちが、拿捕されないのである、ここで漁地には従事しても差しつかえあるまいという想定のもとに漁撈に出かけても、そこで拿捕されたり何かする場合があつて、それは全く不慮の災害であるから、やはりこの保険によつて、その損失を補償するということがあり得ることなのです。あるいはソ連との間においても、国交の調整が何ら行われていなかった。今もなお戦争状態ではありますけれども、その後における現実の事故というもののは発生してはいない。いずれの場合においても問題が解決しつつあるわけなのです。

そこで、残されております問題は、この朝鮮海域だけの問題であるが、朝鮮海域は、ほうほう火が燃えておると同じである。そこへ漁船が入っていくこと自体は、これはわが国が認めていないのだから、とらまえるならとらまえるというふうなことで、その費用を堂々と大いばりこの法律で定めて支出していくというあり方は、あまりにも法がなさ過ぎる、頭がなさ過ぎると私は思う。こいうような問題に觸れて、あなたの方では、何か検討しておられるようなことはないか。これにかわつて、何らか根本的な解決をはかるべき段階にはきておられぬかどうか、この点をお伺いしておきます。もう一

○岡井政府委員 先ほども申し上げましたように、漁船に、この区域からは危険だから立ち入ってはならぬという縛り方をする以上は、操業すべき区域に一種の制限を与えることになり、漁業者としては、それについて黙つて禁止区域が設定せられたことを承するわけはございません。従つて、それに対しては、反対給付的な考え方を図つておつてやらざるを得ぬのだというふうな関係もございます。で、これは今の特殊保険制度で、不法拿捕でございまして、必ずしも李承晩ラインに入つたものだけがつかまえておられるわけではございません。で、李承晩ライン以外でも不法拿捕されておられるものもございます。従つて、春日先生の御示唆がございまして、春目先生の御示唆がございまして、分まじめに検討する。現に内部的にはいたしておるわけではございまして、今私の方がこいうふうにするのだ、こ

うふうな確信のある案を持つてい

○春日委員 もう一べんだけお伺いしますが、こへ入れれば拿捕するの

○岡井政府委員 先ほども申し上げ

があるからと主張した結果、みずから

○岡井政府委員 みずみず入ればつ

○春日委員 この際外務省にお伺い

はどういう工合に進められておるの

○春日委員 おかゆを食つたみたい

○岡井政府委員 人情味豊かな春日

し入れの処置もとりましたし、また民

○春日委員 それではお伺いします

○岡井政府委員 人情味豊かな春日

があまりく尽されずして、そうしてそういう犠牲者が起きた場合に、これを保険制度によるか、あるいは別の国家保障制度によるか、このいずれによるかという問題なんです。問題の核心はそこにあるわけなんです。そこで私は現在のこの保険の性格——本来の性格からかんがみまして、その事故の原因が不慮のものであるか、要するに突然予期せずして起きるような事故を対象とするのが保険の本旨であるとするならば、だんだんと変わってきている中共、ソ連、それから国府関係も全部もう変わってきて、正常化されてきて、そうしてその被害が、事故の発生が朝鮮海域に局限されてきたとするならば、朝鮮に対してはまだ外交交渉による成果が得られていない。この犠牲者に対しては、こういうような保険制度によらずして、これはすなわち国家によるところのその犠牲の損害の救済、こういう制度に切りかえるべき段階ではないか。かくのごとくに考えておるのだが、これはいかがなものでありましょう。

○岡井政府委員 お答えします。その点でございまして、そういう点を、われわれとしてはうまく合法的な線に乗るような道はないものかということとを研究しておるという意味で、先ほどから、内部的には検討を加えつつありますというお答えを申し上げた次第であります。御質問の趣旨は全く同感でございます。

○春日委員 それでは、さらに進んでお伺いをいたしますが、ただいまの御答弁によりまして、現在抑留されております船員は七百七十一名であります。このうち保険加入者は四百八十二名、そういたしますと四百八十二名の

諸君については、保険によって給料が支払われ、それぞれの補償が行われておると思うのでありますが、この保険に加入していないところの人々の救済は、どういう方法で行われておるか。その給料並びにその遺家族に対するところの国家の措置はいかに講じられておるか、この点をお伺いいたします。

○宮川政府委員 お答えいたします。保険未加入者に対する措置といたしましては、昨年十二月に七百六十九万円のお見舞金として支給しております。その算出根拠は、一人当り一万円といたしまして、抑留期間に相応いたしました二カ月ないし六カ月の計算をいたしまして、百七十三人分として七百六十九万円を支給いたしております。

○春日委員 この七百七十一名の被抑留者のうち、保険によってカバーされておる者は四百八十二人ですね。そういったしますと、四百八十二人に対する給与その他の保険料の赤字が今回ここで六千三百万円ですか、これが補てんされようとしておる。そうすると、この七百七十一名から四百八十二名を引くと二百八十九名ですが、この二百八十九名に対する国家の救済措置の総額は、今お伺いいたしますとかれこれ四、五百万円のものになると思うのでありますが、これははなはだ額において隔たりが大き過ぎると思うが、どうなっておりますか。

○宮川政府委員 ただいま御説明申し上げました数字を合計いたしますと、約千四、五百万円くらいになると思います。そのほかに、これは三十年十二月の支給でございしますが、その前に二十八八年にも同じような金額を支給いたしております。千八百万円ばかりを

支給しております。○春日委員 私の申し上げるのは、ただいまの質疑によって明らかになっております通り、これは保険に加入しておる者と加入しておらない者とを問わず、いずれにしてもその国の權威が十分対外的に尽されずして、これらの船員がこういう災害を受けておるのです。従いまして、保険に加入しておる者と加入していない者とは、その経済的な一つの資金源等の立場から多少の開きがあることはやむを得ないかとも思うけれども、やはり保険に加入していないというところで、そんな大きな隔たりがあるとは思ふ。もちろん保険制度というものが、この保険について特殊の意図を持っておるものであるから、従ってこれによって問題の解決をパーセントはかり得るものではないかと思う。従って保険に加入して

いなかった者、加入する必要があるかと思つても、すでに拿捕された者に対するこういう救済は、ある均衡をはかった額においてあまなく救済される必要があるかと思ふのです。従いまして、私はこの保険に加入していないところの三百名近いところの諸君があるから、政府はかつて予備費等において相当額の支給もしておるようでありますから、今岡井さんが言われたように、事ほどさように彼らの生活が惨たんたるものであるならば、さらに政府は涙を流して、必要にして十分なる財源措置を講ぜられることを私は強く要望いたします。

それから外務省にお伺いをいたしますけれども、これらの抑留されておる人々、さらに船、これの返還交渉は、それぞれどんな工合に進めており、その見通しはどういう状態にある

のか、この際伺っておきます。○針谷説明員 お答えいたします。船及びその乗組員の拿捕されることに、嚴重な抗議を突きつけておりますが、韓国側は、何しろこの問題は日韓全般の問題に關連して解決するといふ強い意思をかねてから示しておるものから、この見通しは、残念ながら日韓の全般的な解決が進まない限りは、解決できないものと考えております。

○春日委員 あなたに伺つたのは、今抑留されております抑留船員、それから船——船は韓国、中共、ソ連、それから国府と、ずつとまたがってあるわけですが、各国における交渉の経過並びにその見通し、これを聞いておる。だから、そういう質問に対して的確な答弁をしなければなりません。あなたは何だかわけのわからないことを言っておるけれども、もう少し……大臣

大臣と呼ぶ者あり大臣といつても、来ないものはしょうがないじゃないか。課長さんは御存じなければ、そういう事情が答弁のできる方をここに出席せしめるのでなければ、私どもは審議を促すことができません。あなたは知らなければ知らないとおっしゃいませ。(笑聲)

○針谷説明員 抑留漁民の返還につきまして、去年の八月以来向うは帰さないようになっておりました。これについて在京韓国ミッシンと交渉を続けてきておりましたところ、大村にいる韓国人の収容者のうち、約三百人ばかり刑事犯罪人がおりますが、その国内における即時釈放をしない限りは抑留者を帰さないという態度を、去年の八月以降はつきり示しました。そこで外務省及び法務省と協議の上、何とか解

決をしようと思ひまして、去年の十二月まで個々に折衝を続けてきましたところ、われわれの立場をいたしますと、そういう羅賓な犯罪者をすべて野放図に出すといふことは、国内治安上非常に困るという問題が出てきておりました。今まだその解決の点まで達しておりません。しかし大村の収容所におきます刑事犯罪者の釈放といふ問題が解決しますれば、それに従ひまして、抑留者も刑罰を終えた者は適時帰すといふことを向うは言っております。抑留者の返還の問題につきましては、そういう交渉を続けております。それから船の問題につきましては、絶えず返せといふことを言っておりますが、これについては、向うは全然応じてきてはおりませんから、交渉の内容は出てきてはおりません。

○春日委員 突は理事会のお約束で、この問題を質疑をして法律を通す約束になっておりましたが、与党の諸君も御承知の通り、私が同じ質問を二回いたしておりました。今御承知の通り、抑留されております漁船が二百九十六隻あって、ソ連関係四十七隻、韓国百十四隻、国府三十隻、中共百五隻、こういう工合になっておる。従つて各国との間の返還交渉がいかに行われ、その見通しはいかんといいたとところで、同じことを言つておいて、われわれがこの法案に關係する事態を把握することができない、これはまことに困った状態でありまして、そこで、適当な責任者に外務省からあらためてここにお越しただいてわれわれの疑義をただすか、あるいはこの議案を上げることをしばらく延ばしていただくか、何とかするのでなければ、私どもはそ

の職責を尽すことはできないと思う。しかし若い課長さんですから、今私どもがあまり手きびしいことを申し上げてもかえってどうかと思ひますので、そこへ現われております山手政務次官以下政府関係責任者の中で、この消息に通じておられる方があつたら、代理の御答弁でもけっこうでありまして、資料の開陳、資料の提示、これをしていただくのでなければ困ると思ひます。山手政務次官いかがでありますか。

○山手政府委員 ただいまの問題は、ただこの法案の問題だけでなしに、日本の内政上からも外交上からも非常に重要な問題でございますし、できませんならば外務大臣なり外交の責任者の方が出て、率直なお答えをされるのが好ましいと思ひますが、この法案につきましても、予算の措置そのほかの關係もございまして、できれば委員会においてお取りきめをいただきたいとして、それはこの法案とは別個に御説明を申し上げることとして、この法案は御審議をお願いしたいと思ひます。

○松原委員長 閣下質問の申し出が有ります。これを許します。有馬君。

○有馬(輝)委員 先ほど春日委員の質問に對しまして、外務省の課長から冒頭で、アメリカとの折衝については鋭意努力しておるとのことでありまして、またアメリカを仲介に立てて韓国との問題を解決するように努力しておるといふお話でありますけれども、御承知のように、西日本の水産業者の代表の諸君が昨年暮れ参りましたときに、アメリカ大使館に参りまして、そのとき

モルガンとかいう参事官に会いましたら、この問題に對しては重大な関心は持つておられるけれども、責任はないといふようなことを言つておられます。それで、少くともこの問題が發生したのは四年ほど前であつて、今ごろそんなことを言つてもらつては困ると思つて、突つ込むと、今度は私は来てからまだ一年ほどにしかならないからといふようなことを言つておるのであります。今あなたの答弁を聞いておると、アメリカに對しましては鋭意努力しておるといふことではあります、日本政府の意向がどのようにそこへ伝わつておるか非常に疑問に思ふのであります。先ほどの御答弁では非常に抽象的に過ぎますので、今政務次官から、また機会を改めて責任者からといふことでありましてけれども、その事務的な折衝の経過について、いさ少し詳しくお聞かせをお願いしたいと思ひます。

○針谷説明員 今事務的の折衝といひましては、まだ具體的の段階に立ち至つておりません、東京におきまして外務大臣が適時アメリカ大使と意見の交換を行なつてゐる段階でございます。

○春日委員 それは全くなつておりません。實際問題といひまして、少くとも私どもは誠実に質問をいたしております。今大蔵政務次官は、別個の問題として別個の取り計らいをしてくれといふことでありますけれども、一休を擧げられておられる船がいつ帰るか、あるいは抑留されておられる人々がつ歸されるか、こういうような問題が本保險會計の根本に觸れる問題なんです。そうして、今こういう措置をする必要がありやなしやといふ問題も、こ

れは重大な閣下事項であつて、従つて、こういう場において、この問題は的確なる答弁を国民にしてみらなければならぬ。こういうような委員会の質疑を通じて、抑留者並びに抑留者の家族たちが、この問題の見通しについて全くかたずを飲む思ひでその成り行きを見つめておられるのです。だのに、今外務省の代表であるところの課長さんは、まるで何を言つておられるのか、あいまいもこととして捕捉するところを知らずといふような状態でありまして、これで問題の解決にはなりません。申し上げておるように、ソ連四十七隻の返還交渉等が、松本・マリク會議において何ら触れられておらないはずはない。不肖私が先般中韓等に参りましたときにおいても、われわれは議員団として、外交の職権はないけれども、むしろこの問題等に觸れてブルガーニン、フルシチョフと十分な話し合いをいたしてきておられるわけなのであります。特に中共との問題については、漁業協定の成立に伴うこれらの善後措置も相当進んでおられるわけでありまして、そういうようなことについて何らかの回答ができないじゃありませんか。ちなみに、外務省の人々は、ダンスを勉強すればもつて能事足りるというやうな悪い批判すらあるのだが、私は、アジア局の何たる課長であるかは知らないけれども、少くとも課長の責任にあるあなたが、外務省の責任を負つて本委員会に来て答弁するからには、もう少し見識のある、あるいはもう少しポリシーのある答弁があるかと思つておつたのだが、はなはだ失礼であるけれども、私どもの党の給仕よりも劣るやうなものである。そういうやうな人にこ

の國家の大事をまかせるということはない。私は國民とともに全く寒心にたえない。(失言々々)「取り消せ」と呼ぶ者あり)失言ではない。これが失言であるならば、今私が二回も三回も質問したことに對していかなる答弁がなされておるか、諸君は速記録によつてこれをながめられたらよろしい。わが覺の給仕といへども、その程度の答弁ならばいつでもできる。こういうやうな人々に日韓交渉の大事がゆだねられておるといふことは、全く私は寒心にたえぬ。

昨年の秋でありましたか、朝鮮國會の外交委員長黃成秀君が参りまして、私どもと日韓交渉の問題についていろいろ話し合いました。そのときに彼らの言ふところによると、久保田隆宣の取り消し、あるいは朝鮮におけるわが債權のいろいろな処理の宜明あるいは大村における捕虜の解放等と関連をして、向うにおいては米が一年間に三十万トンとか申しましたが、いすれにしても買つてもらいたいのだ、外国へ売つておるのだ、こういうものは日本でも買つてもらふことになるならば、有無相通する年間一億ドルの商売もできるのだ、そして彼ら韓國の國民も日本との友好親善を欲しておるのだ、ところが政府がかたくなにして問題の解決ができないのだ、また解決をしようとする努力を示さないのだといつて、韓國會の黃成秀君は口をきわめて慨嘆をしておりました。私は今外務省の課長の答弁を聞いて、まさに黃成秀君の言葉をここに思い起すわけなのであります。

こういうやうな質疑の状況において、拿捕された漁船並びにその船員の釈放の問題等の外交交渉の見通し等が何らここに明らかに答弁されずして、この保險經理の現在並びに前途をわれわれは十分に審議することはできません。従ひまして、私は外務次官もしくは關係責任者が本委員会に出てこれらで、これらの問題を明らかにされるまで、この法律案はしばらく審議を留保されたいと思ひます。これ以上質問をいたしたとしても無益なことであり、要領を得ないことになりまして、これをもつて私の質問を留保いたします。

○山手政府委員 この保險の對象になつておりますのは乗組員の給与の保障でございますので、春日委員のお話のように、船、そのものについての返還を要求するとか、損失を補てんとするとかいふやうな問題もいろいろ考慮する余地もあるやうと思ひますが、この法律自体としては、乗組員の給与の問題が保險の對象になつておりますし、この法律は全く事務的、技術的とも申すべき部分も多うございまして、さつきから御質問のありました外交交渉経過等につきましては、いづれ外務大臣なり外務省の政務次官なりが出て御説明を申し上げると思ひますけれども、この法律については、一応それらの交渉経過の説明とは切り離して御審議をお願いいたします。

○春日委員 それは、せつかくの次官の御意見でありますけれども、應じかねます。と申しますのは、私どもは、この法案を審議するからには、閣下事項を十分調査して参つておりますが、二十九年、三十年度において發生いたしました再保險の事故が——その当時の抑留は平均三年六カ月でありましたか、三年三カ月でありましたか、ところが

最近においては、六年をこえる長期にわたつておる。従つて抑留されておる限りにおいては、その船員の関係給与といふものは、保険会計から払つていかなければならないわけです。そういう意味で、この七百何十名の諸君がいづれ釈放される見通しになつておるのであるかという事柄は、これは船員の再保険の事業そのものとして、十二分にその外交交渉の経過と、その見通しについてわれわれは把握するところがなければならぬ。従いまして、それに対する的確な答弁なくして、どうしてわれわれは結論を下すことができるでせうか。私は無理なことを申し上げておきます。従いまして、私は本委員会の権威のために、外務大臣あるいはそれにかゝるところの政務次官、そういう責任者にぜひとも一つこの問題を出し願つて、そうしてともにこの問題を案ずる、こういうことにお願いを申し上げたいと存じます。重ねて私は私の意見を強調いたします。

○松原委員長 なお石野委員より関連質問の申し出がありますから、これを許します。石野君。

○石野委員 春日委員がすでに質疑を留保されておるので、ここで関連質問をするのはどうかと思ひますけれども、一応ただいままでの質疑応答の中で持ちます疑問について、二つほどお聞きしておきたいと思ひます。

今日抑留されておる人たちに對する保険における補償の問題は、すでに春日委員の言つておられるように、保険のらち外にある国家補償の全面的な立場で補償されるべき質にまで發展しておる。このようにわれわれは考へるものだが、この点について政府はどのような考へ方をしておるか。これを一つお伺ひしたい。

それから第二点として、先ほどの御答弁の中に、抑留されておる船員の御答弁の中に、抑留されておる船員あるいはまたこれらの脅威を受けておるところの日本の漁船、こういう諸君に對して基本的に政府の施策を考へる場合に、当然李ラインだけの問題ではなくして、むしろ漁船の作業区域を中其の地域とか、その他の地域へ持つていきたいという意味が言われておりました。それと関連して、同じように李ラインの問題を含んでおるところの朝鮮の沿岸公海の問題について、さきに三十八度線以北に独立国としてある北朝鮮へ参りました私たちが、金日成氏から、とにかく日本の漁船にできるだけ私たちの沿岸に来て、公海で仕事をしてもいい、こういう話がありましたが、そうして、そのために今李ラインの脅威がわれわれの沿岸公海まで来ておるので、そういう問題について、は兩國の間で話し合ひをして、脅威を取り除くための協議をしたいというこの申し入れがあったわけですが、こういう問題について、政府はどういうような考へ方をしておるか。この二点を一つお尋ねをしたい。

○岡井政府委員 お答をいたします。前段の御質問の拿捕保険に關連する乗組員の問題については、保険制度以外の適當な方法による救済というやうなことを至急考へるべきではないかという御質問につきましては、春日先生にもお答え申し上げた通り、われわれとしても決して等閑に付しておりません。まじめに内部検討を始めておりますというところで御了承をいただきたい。

後段の北鮮等において招いてゐるのに、なぜ漁船をやらぬかという問題につきましては、これは國際關係がいまだ北鮮とは正常に復しておりません。従いまして漁業關係においても何らかの交渉を持つていふことにならなければならぬと思ひますが、その点につきましては、これはむしろ國の大きな問題と考へますので、われわれが御即答を申し上げるのにはあまりに問題が大き過ぎると思ひます。事務的には、われわれは外務當局などと連絡を保ちつつ、將來相なるべくそういう日の一日も早いことを希望してゐるという程度にお答え申し上げる次第でございます。

○松原委員長 石野君、外務省關係は後ほど来られますから、そのときに春日君とともに関連質疑をして下さい。その他の問題で……

○石野委員 ただいまの問題については、ただいま委員長からの話のように、外務省から關係の方が来たときに関連してお尋ねしたい。

ただ一点、農林省に對してお伺ひしたい。現にその漁業者自身が現場の方へ行つて交渉したいというやうな意向を持つて、すでにそういうやうな計画までして行こうという方がおられるに對して、農林當局はどういうやうに考へるか、その問題についてのお考へを一つ披露してもらいたい。

○岡井政府委員 そういうふうな考へ方を耳にはいたしておりますが、私たちが方々で真正面からそういう話をキャッチはしております。しかし、それは後ほど外務省の方からお見えになるのでございまして、民間の方が困るやうなところも勝手にやるんだとい

うやうなケースについては、政府としてどういふふうに考へるべきかというやうなことは、私の方でお答へするのは適當でないと思ひます。

○石野委員 では、その点はまた外務省から来た方にお聞きしたい。

ただ、先ほど春日委員から、大村収容所における約三百人くらいの國內解放の問題を韓國から要請されておると言われたときに、外務省の方から、政府としては、このやうな悪質な犯罪人を野放図に釈放することはできないというお話でございました。しかし、すでにこれらの人々は刑罰を満了して、一応犯罪人ではなくなつてゐると思ふのです。こういう人々に對して、先ほど外務省の方の言つた御答弁は非常に私に失する、また考へ方の点で非常に違ひがあるように思ふのですが、その点について、私が聞き違ひであるか、もう一度承わりたい。「いいないんだ」と呼ぶ者あり」それでは留保しておきます。

○松原委員長 それでは、後刻あらためて御質問を願ふことにして、引き續き賠償等特種債務処理特別會計法案外主計局關係九法律案を一括議題として質疑を續行いたします。横濱君。

○横濱委員 賠償等特種債務処理特別會計法案が出たことにつきまして、若干御質問いたしたいと思ひます。

賠償は、平和の回復に伴つて當然日本が行ななければならぬ問題であるけれども、またこの總額の決定の仕方、あるいはまたこの扱い方いかんによつては、日本の大きな問題となつてくるわけでありまして、従つて、この問

題に對して現在日本に對して請求をしてゐる國、あるいはそれらの金額、こういうやうな点で、大体どのくらい來ておるのか承わりたいと思ひます。

○山手政府委員 賠償の問題は、すでに解決を見たビルマ等の問題もございしますが、そのほか今進行中のフィリピン、インドネシアの問題、あるいはヴェトナムの問題、あるいは連合國財産に關係をいたしまする問題等々いろいろこまかいあれもございするから、私は事務當局の方から答えていただきますが、それらのことにつきましては、まだもちろん賠償の交渉を全部始めたわけではございませんから、いわゆる見込みといひますか、風評といひますか、概算と申しますか、きわめてばく然としたものであることをつけ加えておきたいと思ひます。と申しますのは賠償に關係をいたします問題は、事務當局の方なり私どもから申し上げますと、いかにそれが、日本政府がそういう金額で対インドネシア賠償をのみ込んでおるとか、あるいはさういふふうで考へておるとかいうふうにならぬに依つて参りますと、これはいろいろ影響するところも大きいものでございまして、その取扱ひ等については、政治的にも十分注意する必要がありますから、今事務當局からその概要の説明をさせますけれども、そういう点をお含み置きの上でお聞き取りをお願いしたいと思ひます。

○雪川政府委員 ただいまの御質問でございしますが、いろいろ外交上の關係もございまして、詳細な内訳を申し上げるわけにも参りませんが、賠償その他いろいろなクレーム、連合國財産の補償等を合せまして、おおむね七千億

程度になっておると思ひます。

○横領委員 今私の質問したのは、請求を請求している国の数、それから請求を受けている国の金額、日本として請求を受けている国の金額、これらは一休どの程度になっておるのかということを開いておる。

○鳩山説明員 簡単に概数を申し上げておきますが、賠償につきましては、御承知のようにフィリピンとインドネシアがまだ未解決になっております。ビルマにつきましては一応交渉は完結いたしました。ヴェトナムにつきましては、沈船の交渉は一応仮調印までいたしました。向うはまだ本賠償につきまして要求をいたしておりまして、完結いたしておりません。インドネシアにつきましては、相手方は非常に莫大の数字を言っておるわけでありまして、まだ本格的、事務的折衝に入っておりませんので、縦横が別にならぬようにすることは、相手国の真意を確かめて事務折衝の段階で幾らというものを申し上げる段階にないのではありませんが、外務省におきまして一応作りました資料に基づきまして、賠償とか戦時クレーム、連合国財産補償その他一切を合せて、約七千数百億円というふうな金額に上るものが一応要求並びに確定も入りました数字になっております。これの内訳の詳細な数字につきましては資料をお出しできるかどうかということにつきましては、外交上の問題もございまして、外務省の方ともなお打ち合せをした上でやりたい、こう思っておりますので、政府の間で検討をしてからにさせていただきますかと思ひます。

○横領委員 表題には特殊債務という

言葉が使われておるが、特殊債務とは一休どのようなものを考えられておるか。

○上林説明員 お答え申し上げます。

特殊債務の範囲につきましては、特別会計の法案の第一条に規定がございまして、第一に賠償でございます。第二が連合国財産の補償でございます。第三に「その他本邦が連合国その他の国及びこれらの国民に対し、戦争の遂行の結果又は戦争の遂行若しくは連合国の軍隊による占領に關連して負担する債務で平和の回復に伴いその支払を要するもの」というような範疇でございます。要するに、賠償と連合国財産の補償、それから戦争の遂行または戦争の結果もしくは連合国の軍隊の占領に關連して負いました外国及び外国人に對する、こういう戦争に關連する特殊な臨時の債務でございます。

○横領委員 今財産の補償あるいは国民に対する補償、こういうようなものが特殊債務だということに言われていますが、賠償等の等はどういうもので

○上林説明員 お答えいたします。等と申しますのは、今申しました連合国財産の補償それから戦争または占領に關連して負うことになりました。もう一つ相手方は外国または外国国民でございますが、それに対する債務と

○松原委員 横領委員の質疑は一応留保いたしまして、外務省の中川局長が見えておりますので、先刻の春日委員の質疑を繰行することによりたいします。

○春日委員 この漁船再保険の法律に關する問題をたださんとして、私はこ

の危険海域に關する外交交渉の状況、それから抑留者の返還並びに拿捕漁船の返還の外交交渉の経過並びにその見通しについて、外務省の責任者の所見をたださんとして、次官もしくは局長の出席を求めたのであります。ところが局長は、その出席に應じられなかった。従つて議事は著しく遅滞したものであるが、何がゆゑに出席しなかったか、またいかなる理由でたゞいま出席したのであるか、その理由を一つ御答弁願ひたい。應じられなかったというのは、事實上出席がなかったもので、これは應じられなかったという現象が生じたのであります。

○中川(融)政府委員 本日は参議院の予算委員会、衆議院の外務委員会において出席を要求されておりました。私は参議院の予算委員会に今までおつたのであります。本委員会からの御要求も承知しておりましたので、係官を代理出席させていたものであります。が、ぜひ私に出頭せよという御通知を今度受け取りまして、さっそくこちらに飛んで参つた次第でございます。

○春日委員 おおむね承

そこでお伺いをいたしますが、この漁船再保険の一般会計からの損失補てんに関する問題として、次の事柄が重要な案件に相なつておるのであります。すなわち中共との間の漁業協定の締結に基いて、今後中共海域においてこういうような漁船拿捕の事故が発生する心配があるかどうか。さらには国府との關係はどうなつておるか。さらにはソ連との關係において、松本・マリク會議において、漁業協定についてどの程度の話し合いが進み、それがいかなる妥結をする見通しであるか。そ

れから特に韓国關係について詳細なる御説明を受けたいと思ひます。

○中川(融)政府委員 日本は近隣諸国の間に、水産、漁業の問題でいろいろ意見の対立がありまして、日本側の公海自由の原則の主張がこれらの隣接国によつて阻止されて、そのために日本の漁船が操業上非常な障害を受けておるといふ事實は、まことに遺憾の至であります。これにつきましても、もちろん政府はできるだけ努力をもちつてこれを打開に努めてきておるのであります。が、何と申しましても、国交未回復の国が大部分でありまして、そのためになかなか交渉も思うに

まかせないものであります。御承知のように、昨年中共につきましては、民間漁業団体の御尽力によつて、中共の民間団体との間に協定ができました。それによつて、實際上の取りきめの形で操業が行われておるのであります。それ以前においては、中共海域におきましても相当拿捕の事実があつたのであります。が、昨年協定ができました以後は、拿捕の事実がないのであります。この協定は一年の期間で、たしかことしの六月で切れます。が、さらにこれを延長するという措置をとることによつて、この拿捕は今後も阻止し得られると考えております。

台湾の国民政府との關係につきましては、国民政府は軍事上その他の理由によつて、やはり公海に、相当広い海域にわたつていろいろの意味においての權利を主張しておるのであります。しかしながら、最近におきましては、国民政府との間に日本の漁船が拿捕されてたというふうな事象はないの

でございますが、御承知のように一昨年の暮れ、第三十一、第三十二山田丸が大陳島沖において擱浅された、こういう事象が起きたのであります。この例以外においては、最近に國府との間に漁船關係の問題というのは起きておりません。

日ソ交渉におきまして、日本は太平洋、オホーツク海方面において漁業の問題をぜひ解決したいと考えております。この方面におきましては、依然としてなお若干の漁船が拿捕されておる実情が続いておりますが、日ソ交渉を妥結することによつて、日ソ間の漁業問題を根本的に解決したい、日本の漁船が安心してこの海域におきまして操業できるようにしたいと思つて、努力いたしておるのであります。

一番の問題は韓国との關係でございますが、韓国は、御承知のような李承晩ラインというものを設定いたしました。ここに日本の漁船を拿捕いたしております。また日本の漁夫もこれを抑留いたしました。更に処した上、さらに刑を終えた者まで最近返送ない状況が続いておるのであります。この事象はまことに遺憾千萬であります。政府はあらゆる努力を傾注してこの事象の改善に努めてきておるのであります。李ラインの問題は、これは韓国側としても相当強い主張をしておるのであります。結局いへば、この李ラインの問題だけは取りはずして単独に交渉、解決しようというところで、何回となく申し入れておるのであります。が、先方は、これは他の日韓間の諸懸案——そのうちの一番大きなものは財

産の問題であります。他の諸懸案と一緒にでなければ会談には応じないという態度を固執してあります。そのために漁業問題の解決は、結局日韓會議自体の解決をはからなければ促進し得ないというのが、遺憾ではあります。現実にこの状態です。それで、日韓會議の見通しはどうかということになるのであります。これは、韓国側としては財産請求権につきまして、日本側がかつて朝鮮に持つておりました財産に対する請求権を放棄せよ、これが前提である、そういう意向を表明すれば、会談再開に際するといふ態度を従来まで固執し続けてきておるのであります。日本側としては、そういう問題は會談の過程において論議するべき問題であつて、交渉の初めにまず日本側が権利を放棄するとか何とか、そういうことには応じられないということ、これをまた行き詰まっておるのであります。しかしながら日本側としては、道理のあるところを、単に韓国側のみならず、広く世界にこれを訴えまして、また日韓双方について非常な関心を持つてあります。また双方非常に友好關係にあります。アメリカというものが中にありますので、このアメリカをもまた動かして、これによつて韓国側の態度の反省を求めて、何とか日韓會議をできるだけ近い機会に再開いたしまして、抜本的にこの漁業問題も片づけたといふ考えを持つておるのであります。この會議に当りましては、日本側としても相當の柔軟性を持つて当りたい、問題を解決するといふ方向に向つて努力したいといふ考えでありますので、會談再開の機が熟せば、根本的解決は必ずしも困難ではない、かように見ておるのであります。一方日本の漁船が拿捕されまゝと同時に、その乗員も抑留されておるのであります。その韓国側に不法抑留されております漁民の方々の数が、すでに六百名をこえておるのであります。これらの方々につきましては、この根本的な漁業問題の解決を待たず、これだけは切り離して、人道上的問題として解決しようじゃないかということとを申し入れておるのであります。この根本的な扱い方については、先方も承してあります。しかしながらその片づける条件として、日本側で大村収容所に入れておられます韓国籍である強姦退去者、この人々を日本側が同時に国内で釈放せよといふのが先方の全部ではあります。終戦前からおりました人々については、これを釈放せよといふのが先方の主張であります。従つて、その主張と、今の日本漁民の方々を返すといふ問題とが、いわば交換条件の形に先方の態度としてなつておるのであります。この点につきまして日本側としては、これまた柔軟性をもつてこの交渉に当りたいといふ氣持で交渉は行なつておるのであります。先方の態度がいかに頑強であります。従つて、今交渉は必ずしも円満に進んではおりませんけれども、これまた人道上的問題として広く世界の世論に訴え、かつ日韓双方の共同の利害を持つております米国の協力も求め、この漁業問題も何とか近いうちに解決したいと考えて努力しておるわけでございます。要するに、日韓問題の打開ということには必ずしも不可能ではない、何とかこれを打開するべく、かつ実現すべく努力を続けたいというのが政府の考え方でございます。

○春日委員 だいたい御親切な御答弁を得たのでございまして、ありがとうございます。しかし要約すれば、十年間の保守政権を通じて、いわゆる柔軟性ある努力を、何とか鋭意続けてきたということ、これはおろす、さらに結果的に見ますと、アジア外交においては何ら成果が、おさめられてはいないのであります。そこで申し上げたいことは、結局この近隣外交は、あつてあなたの大義に等が介在をいたしておりますけれども、しかし一つ一つの確に物事を解決願わなければならぬ。ただ一つでもいいから解決をしていただかなければならぬのであります。特に問題となつておりました中共海域の問題の解決、これなんかも、これは政府が無能であつたのか、あるいはその努力が払わなかつたのか、結局政府の力によつては何らの解決がなされずして、御承知の通り当事者間の協定によつて問題の解決がはかられておる。

この際ついででありますから、ちよつと政府關係者にお伺いしておきます。が、この協定の成立に基いて、日中相互間に漁業問題としていろいろわだかまっております問題の解決、將來の紛争の発生というものが未然に阻止されました。ところがこの協定の円満なる運営のために、業者はたしか六百万円か何かの負担をしておると私は思うのであります。これは、当然国においてなすべきことを、業者間でみずから進んでその生活権保障のためにやったのだか

ら、これは当然他の漁船保険等のいろいろな経費の支出等とも權衡をはかつて、この六百万円の業者負担の金は政府において弁償するか、あるいは何らかの形で助成する意図がないか。これは私の聞き違いであればよろしいが、もしもそういう負担が行われておつたならば、これに対する善処方について御見解をまず承わつておきたい。

次は本論であります。今いろいろたくさん言葉を並べられたが、結局は政府とあなたとの努力では、何も成果が現段階においては得られていないといふことです。ことに韓国との問題について、これしきのことは何とかはかられないものであらうか。これはひとり私のみならず、全国民あげての疑問であらうと思ひます。政治体制の異なつておる中共、あるいはソビエトにおいても同様の状況下にはありますけれども、少くとも韓国については、ともに民主主義陣營にあって、アメリカとは特別のつながりを持つておる立場にあるわけですから。この十年間韓国との問題が何にも解決しない、よつてもつて北鮮との問題も、あるいは他の問題も、韓国との問題すら解決ができていないのだからといふことで、結局じつせんその日をけみしておるという状態なんです。

私ただいまちよつと触れたのであります。が、今あなたのおっしゃつた朝鮮にありますが、わが邦人財産の所有權に対する問題等につきまして、実は先般朝鮮國会の黄成秀という人の来日したときに、いろいろと社會黨の立場で話し合つたのであります。そのとき黄成秀氏は、これは御承知でありまして、日本の東北大学を出て、またクリスチャンとして教養高き近代紳士であります。彼が言いますには、日本は財産權を強力に主張しておるのだが、しかし私は、クリスチャンとしての良心に訴えて申し上げるが、あのようなローラー戦術で何回か戦争をやつてしまつて、たとえばそういうような財産と見しきものは、ほとんど戦災の廢墟となつて、もはや残存していないのだ。日本政府は残存していないといふことを知りながら、なおかつその問題を主張しておるので、これはちよつとも解決がつかなくて困つております。だから賀川さんでもだれでもいいから、ほんとうにそういうような財産が残つておるかどうか、それを日本人の良識に訴えて見てもいいのだとすら言つておりました。あるいはたゞいま労働黨からも触れられましたけれども、犯罪者釈放等についても、ヒューマン・ビーイングの立場から彼らはその主張を述べておりました。私は問題の解決をしようとするならば、十年間に少くとも同じ民主主義陣營にある韓国と何らの協定にも達し得ない、一条一句の妥協点も見出し得ないといふことがあり得るでありまして、あるいはまたソビエトとすら友好親善の機運が次第に高まつてきております。マリク會議によりまして、あるいは日ソの平和条約が回復し得るかもしれないという段階にありますが、韓国との間に、韓国に話し合ひもまだスタートを切つていないといふことで、あなたは何かの坎ばせあつて國民にその職責を尽したといふことを言ひ得ることができるといふありまじやうか。あなたがもう少し責

任を感じられざるならば、この漁業協定の問題とか、あるいはいろいろな捕鯊放牧の問題とか、抑留者の釈放とか、あるいは抑留物件の返還とか、こんな解決ぐらいいきないというところでは、あなたは高い線をほんでおられるけれども、顧みて国民に堪えるところがないかどうか。私は実際あなたの良心を疑いたくさえるのであります。

そこで私は申し上げますが、今あなたの申し述べられた範囲内においては、お互いに主張して譲らない。すなわち朝鮮にありますが財産権等の問題についても、向うは放棄宣言をすれば会谈に應ずると言うし、あなたの方は会谈の過程においてその問題を処理していく、こう言っておるのですから、少くとも政府の責任者がともかく身乗り込んで、あるいは適当な代表を選んでは、現地に赴いてこういう財産があつたがどこだというで見せてもらつて、なければこれはないから放棄せなければならぬという一歩踏み出した交渉をして、国民の前にその誠実を展される必要があるのではないかと私はこのことを見ておるのではないかと私はこのことを申し上げたい。ただいま岡井水産局長の答弁によりますと、七百名近いところの漁民が、それこそ残酷な凄惨な生活を向うでなされておるということとであります。こういうような問題の解決。なお国民は、給与の処理のために一年間について巨額の血税を支払つておるが、あなた方は何もやつていない。そうしてこういう法律だけをこへ上してくる。今課長が答弁されましたが、あなたは後刻その答弁を讀んでごらん下さい。あなたの部下が、こ

ういう国会の質問に対してどういう答弁をするかということは、はっきりわかる。問題を勉強していい。私は全く国民とともに怒りが全身にたぎる思いがする。私は、この際あなたに申し上げておきたいことは、七百名をこえる同胞があつた異国の牢獄に呻吟しておる、国民はその月給を払うために税金を納めるそうして何も成果が上つていない、しかも十数年間の長い月日を見ました。こういう立場において、私はもう少し責任的な情熱を注いで、勇気を持って問題の処理のためにあなたがからだをぶつつけていくという、こういう当然にして必要欠くべからざる努力をしてもらふのでなければ私は困ると思う。

いろいろ申し上げたいことは多々ございませうけれども、いろいろと与党の話し合いもあり、これだけ申し上げれば、幾ら外務省の方々でも、幾らかはその肺腑にのちとはこたえるところがあると思ふので、私はこれで質問をやめますが、しかし特に貴世秀氏が言われたことは、私は何れも余分のことばは言つておりません、そのまゝをお伝えしてありますから、いろいろ参考になるところがあれば、一つ十分に外交の方針の上にも参考に供せられて、ほんとうに国民のために努力をされんことを強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

○阿井政府委員 先ほどの御質問の中で、農林省関係についてお答えいたします。先ほど中共等の民間協定についての経費の問題について、国の方はどうかという御質問でありました。あの際にも、そういうふうな話が一部からあつたわけでありますが、国と国同士の

契約でないのでもことに気の毒ではあるが、民間の方で見てもらおうということ、両者だけでなく、関連産業の方も協力いたしまして、あの際の際の経費は一応民間の方で償つたと記憶いたしております。いずれ六月には再協定の時期がきます。そういう場合は、やはり民間の方でやるか、あるいは将来この種のことがあつた場合には外務省當局ともよく相談いたしまして、一つ適当に処置いたしたい、かように考えたりしております。

○春日委員 至らざることはかりであり、全くそういうことはあり得ません。現実には国がなすべきことをなし得ずして業者が問題の解決に成功して、そうして、一切の紛争が未然に阻止された、よつてもつて困窮の無用の支出がこれによつて節減された、そういうような必要経費を国が何らかの用途を講じてやることは当然です。それを、乏しき漁民に財布をはたいて出さしめるということは、今あなたは私に對して、やさしい春日さんが手さびし質問をするというふうなことを言つておられますが、あなたの方には一向に涙もないではありませんか。もう少し攻撃的な答弁をされたその心境を考えられて、その六百万円をすみやかに補てんされることを強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

問題については、日中漁業協定がすでに偉大な業績を上げておるといふ事実をあなたも認めておられる。そこで私は中川局長にお尋ねいたしたいのです。が、こういう北朝鮮の意向に對して、政府は、その話し合いに乗る意向があるかどうか。それから現に業者の間では、その話し合いに乗つて、中川との間に結んだと同じような漁業協定を北朝鮮との間にも結びたいという意向を強く持つておられます。こういう問題に對して、政府並びに外務省はどういう考え方を持つておるか、こういうことをこの際明白にしたい。中川(融)政府委員 ただいまの御質問につきまして、まず第一点でありますが、大村収容所における終戦前から日本に居住しておる韓国人大体三百五、六十名と思ひますが、これを日本で無条件に釈放しろというのが先方の言い分でありまして、これにつきましても日本當局の意見は、この人たちは出入国管理令という日本の法規に基づきまして強制退去を命ぜられておる者であります。出入国管理令によれば、強制退去の命令を受けた者が現実に退去を実施し得る時期が来るまでは、これを収容することができるといふ規定があるわけでありまして、その国内法規上の規定に基づいてこれを大村に収容したのである、これをどうしても釈放しろということとは、韓国側としても法律的に理屈がないじやないかというのが日本の法務當局の意見であります。しかしながら、そのうちで、たとい釈放をいたしましても現実に比較的害が少いと思はれる性質の人たち、つまり犯罪の経歴その他から見て、そういう害がないと思はれる人たちは、これは事実問題

○石野委員 中川局長に、先ほど残りましての問題を二点ほどお聞きしておきたい。あなたがおいでになる前に、針谷第五課長は、大村の収容所の問題についてこういうことを言つておられました。韓日から大村収容所の三百人の国内釈放を要求しておられるけれども、これは非常に悪質な犯罪人であつて、これは野放図に釈放できないということをお言つておられます。これはわが国の法治の建前からすれば、一応刑期を終えた諸君に對してこういう言葉を言うことは、國際的にもまた日本人の常識からいつても行き過ぎた答弁だと思ふ。そういうふうな考え方が今なお政府並びに外務省の考え方であるかどうか、はつきりこの点は確かめておきたいと思ひます。私は、むしろこういう答弁は取り消してもらふべきだと考へるが、中川局長の御意見を承りたい。

それからも一つの問題は、先ほど中川局長からも話があつたように、日中貿易協定は非常に成果を上げております。そうして今日問題になるような、こういう漁船再保険に對する損失補てんというふうな問題をなくするよらない成果を上げておるわけでありまして、こういう問題をわれわれは見ても、この李ラインの問題に關連する他の面での、いわゆる北朝鮮との關係がこに非常に大きな意義を持つてくるように思ひます。すでに中川局長には、前にも話したことがありますが、金日成氏は北朝鮮の近海の公海において、なるべく日本の漁船が来て操業してほらない、これについては李承晩並びにアメリカとのいろいろな關係があつて危険な場がある、そこでそういう危険な場を双方の間で打開するために話し合いをしたい、こういうことを私どもがさきに朝鮮に参りましたときに話しておりました。この問題は、日本の漁民のために、また今日あるこういうような問題の根本的な問題を解決するために、私たちも早急にこの話し合いに乗るべきだと思ひます。しかもその

問題については、日中漁業協定がすでに偉大な業績を上げておるといふ事実をあなたも認めておられる。そこで私は中川局長にお尋ねいたしたいのです。が、こういう北朝鮮の意向に對して、政府は、その話し合いに乗る意向があるかどうか。それから現に業者の間では、その話し合いに乗つて、中川との間に結んだと同じような漁業協定を北朝鮮との間にも結びたいという意向を強く持つておられます。こういう問題に對して、政府並びに外務省はどういう考え方を持つておるか、こういうことをこの際明白にしたい。中川(融)政府委員 ただいまの御質問につきまして、まず第一点でありますが、大村収容所における終戦前から日本に居住しておる韓国人大体三百五、六十名と思ひますが、これを日本で無条件に釈放しろというのが先方の言い分でありまして、これにつきましても日本當局の意見は、この人たちは出入国管理令という日本の法規に基づきまして強制退去を命ぜられておる者であります。出入国管理令によれば、強制退去の命令を受けた者が現実に退去を実施し得る時期が来るまでは、これを収容することができるといふ規定があるわけでありまして、その国内法規上の規定に基づいてこれを大村に収容したのである、これをどうしても釈放しろということとは、韓国側としても法律的に理屈がないじやないかというのが日本の法務當局の意見であります。しかしながら、そのうちで、たとい釈放をいたしましても現実に比較的害が少いと思はれる性質の人たち、つまり犯罪の経歴その他から見て、そういう害がないと思はれる人たちは、これは事実問題

問題については、日中漁業協定がすでに偉大な業績を上げておるといふ事実をあなたも認めておられる。そこで私は中川局長にお尋ねいたしたいのです。が、こういう北朝鮮の意向に對して、政府は、その話し合いに乗る意向があるかどうか。それから現に業者の間では、その話し合いに乗つて、中川との間に結んだと同じような漁業協定を北朝鮮との間にも結びたいという意向を強く持つておられます。こういう問題に對して、政府並びに外務省はどういう考え方を持つておるか、こういうことをこの際明白にしたい。中川(融)政府委員 ただいまの御質問につきまして、まず第一点でありますが、大村収容所における終戦前から日本に居住しておる韓国人大体三百五、六十名と思ひますが、これを日本で無条件に釈放しろというのが先方の言い分でありまして、これにつきましても日本當局の意見は、この人たちは出入国管理令という日本の法規に基づきまして強制退去を命ぜられておる者であります。出入国管理令によれば、強制退去の命令を受けた者が現実に退去を実施し得る時期が来るまでは、これを収容することができるといふ規定があるわけでありまして、その国内法規上の規定に基づいてこれを大村に収容したのである、これをどうしても釈放しろということとは、韓国側としても法律的に理屈がないじやないかというのが日本の法務當局の意見であります。しかしながら、そのうちで、たとい釈放をいたしましても現実に比較的害が少いと思はれる性質の人たち、つまり犯罪の経歴その他から見て、そういう害がないと思はれる人たちは、これは事実問題

としてある程度解放の要求に応じてもいい、こういうのが今の法務当局の考え方であります。その意味で、従来までも相当多数の人たち——数百人に達すると思いますが、その人たちが仮釈放しておるのであります。しかしながら、どうしてもこれを送り返さないと困る人たちにつきましては、法務当局も、これは韓国側のいかに外交上の要請があるといつても、無条件に釈放するということが、国内法規の建前上困るというのが法務省の見解でございます。外務省としては、何とか抑留漁民の人たちを一日も早く日本に返したいという偽わらざる考え方でありまして、この目的を実現するために、できるだけ国内の意見を調整いたしまして、その方向に持っていきたいということで、今に至るまで努力を凝らしてきております。目下国内法規上の原則問題といふこととこの外交上、人道上の要請といふものの調和点が、なかなか韓国側の言う通りの線でもとまらないのであります。この点につきまして今後とも努力を重ねていきたい。一方には国内の調整をはかるとともに、一方には韓国側に何とかもう少し合理的な態度をとらせるように努力したいと考えておる次第でございます。

なお朝鮮人民共和国と日本との水産業の提携の問題についてのお話であります。これは先ほど申した通り、日本としては、何とか韓国との関係を打開いたしまして、今の李ライン問題を解決して、日本の漁民の方々が安全にあそこで操業できる、また抑留漁夫の人たちも無事に早期に日本へ帰っていただくということを何とか実現したいと思つて努力をしておる

のであります。これにつきまして、今までのところわれわれの成果が現れていないといふことはまことに遺憾でございますが、これについては、あらゆる努力を重ねて実現したいと思つておるのであります。この目的を達成するためには、今韓国といわば敵対関係にある北朝鮮との間に、漁業取りきめをたとい民間ベースでも作るということ、これは韓国の従来の態度から見まして、非常に支障を来すということ、これは疑い得ないのであります。これについては、韓国側からも内々いろいろ自分の方の考え等も言つてきております。北朝鮮と日本が何らかの意味の關係を持つ、たとえば民間ベースでも關係を持つことは、韓国としてこれに關係を持たざるを得ないといふことを言つてきておるのであります。何とか韓国との間の關係を打開するということに主力を注ぐ關係上、北朝鮮との關係はたとい民間ベースのもので御遠慮願いたいといふのが、ただいまのわれわれの考え方でございます。

○石野委員 ただいまの私の質問に対して答えておりませんが、針谷君の言つておることについてどう考えるかといふことが一点。それからもう一つは、今の局長の話では、たとい民間ベースでも朝鮮人民共和国との間の話については、韓国との關係上そういうような話し合いはさせない、こういうふうな受け取りました。そのことの意味は業者が今そういう交渉に依じようと言つておる、その考え方を政府としては阻止する、それはやめてもらいたいというふうな考へておるのだと理解してよろしいのですか。この点についてはつきり説明していただきたい。

○中川(融)政府委員 第一点であります。針谷課長が申しましたことは、私が御説明いたしましたのが司法当局の考え方と、その底に流れておる考え方と申しますか、現実には異なるような人はやはりどうしても御遠慮しななければいけない、従つて御遠慮するおとなは、やはり大村収容所においておかないと困るという考え方を述べたのだと私は考へております。

なお第二の点でございますが、民間の方々が交渉されることを政府として制肘することはできないのでございまして。そういうことで、話し合いができました結果を政府として取り上げてこれを承認するといふようなことはできないといふ意味にお聞き取り願いたいと思ひます。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま一括議題となつております十二法律案中、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案及び食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に關する法律案の二つは、その質疑も大體終了いたしましたので、この程度にて質疑を終了し、討論を省略して、直ちに採決せられんことを望みます。

○松原委員 長 ただいま藤枝君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員 長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

これより採決に入ります。まず漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業に生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

について採決いたします。

お諮りいたします。本法案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員 長 御異議なしと認めます。よつて本法案は、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に關する法律案について採決いたします。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松原委員 長 起立多数。よつて本法案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました両法律案に關する委員報告書の作成、提出手續等につきましては、先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員 長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散會いたします。

午後零時五十七分散會

〔參照〕

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕